

# 第1部 計画の策定にあたって

## 第1章 地域福祉について

### (1) 地域福祉を取り巻く状況と課題について

「地域福祉」とは、隣近所や地域において、基本的人権を尊重しながら、お互いを思いやり、支え合い、助け合うことであり、市等の公的機関で対応できない地域における生活上の様々な悩みや困りごとを解決するため、まず市民一人ひとりが主体的に関わり、それらがまわりの市民とひとつになって支え合い、さらにボランティアやNPO、社会福祉法人等多様な民間主体が担い手となって取り組むことです。

地域における市民同士のつながり等がだんだん弱くなり、地域での支え合い、助け合いの力が低下している中で、「ひとり親家庭」や「生活困窮世帯」、「8050問題」等地域での見守りを必要とする人や複合的な課題を抱える人が増えることが予想されており、地域での見守りや気づきがますます重要となっているとともに、これらの人々が地域社会で孤立しないため、自立を支援するため等の施策が一層重要になっています。

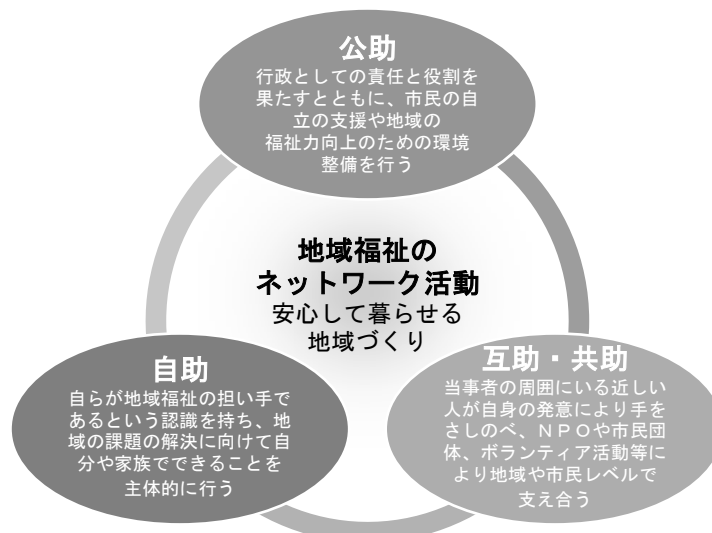
さらに、防災対策の強化や交通手段の充実も一層求められています。

### (2) 自助、互助・共助、公助について

「これからの地域福祉の在り方に関する研究会報告（平成20年3月厚生労働省社会・援護局）」の中で、公的な支援の限界や地域の関係の脆さ等の課題が指摘されています。そのため、地域社会における一人ひとりが主体的に関わり、支え合う、地域における「互助・共助」の領域を拡大、強化することが強く求められています。

このような背景のもと、計画を推進するためには、以下のような「自助、互助・共助、公助」の視点（個人や家庭努力による解決【自助】、隣近所やボランティア、NPOなどの助け合い、支え合いによる解決【互助】、各種保険制度など制度化された相互扶助【共助】、公的な機関による支援【公助】）をもって取組みます。具体的には、各分野での制度改革に伴ってその狭間に隠れてしまう複合的な生活支援へのニーズに対して、一人ひとりが疾病や介護等様々な課題に対してどう取り組むのか、家族や地域社会はどうあるべきか、企業は何を担うべきか、それぞれの役割を再認識し、公的な支援との協働による取組を進めます。

#### ■自助、互助・共助、公助の視点と関係図



### (3) 地域福祉とSDGs

近年注目されているSDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）に国連で採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

わが国においても、平成28年（2016年）5月には政府により持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が立ち上げられ、「あらゆる人々の活躍の推進」や「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」等の優先課題を設定し、取組が進められています。

本市では、令和3年7月に「長門市SDGsキックオフ宣言」をしています。この宣言に基づき、地域福祉計画においても、誰もが地域で孤立することのない持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの考え方を踏まえつつ取組を進めます。

#### ■SDGs（持続可能な開発目標の一覧）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 地域福祉計画とは

### (1) 計画策定の目的

平成12年の社会福祉法改正では、「地域住民、行政、事業者が相互に協力して、地域における社会福祉（地域福祉）の推進に努めなければならない」旨が定められており、地域における福祉施策や福祉活動を総合的に展開することが求められています。

これにより、市民がお互いの多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、差別されることや社会的に孤立することがなく、誰もが住みなれた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、地域で支え、助け合う力を高める方向性等を定め、その実現のため必要な施策等を取りまとめるため「第4次長門市地域福祉計画」を策定します。

なお、令和3年4月から改正社会福祉法が施行され、住民の複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の整備が求められています。複合的な課題を抱え、制度の狭間で必要な支援が受けられなかった人々を支援するための施策を本計画に盛り込みます。今までの制度では十分には対応できていなかった様々な人々を、社会的に孤立することなく包み込み、地域福祉が充実したまちづくりを進めることとします。

### ■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文

#### 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## (2) 計画の性格

第4次長門市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である市民等の参画を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

「高齢者」「障害者」「児童」等を対象として、それぞれに策定されている個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

### ■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項

#### 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

##### （市町村地域福祉計画）

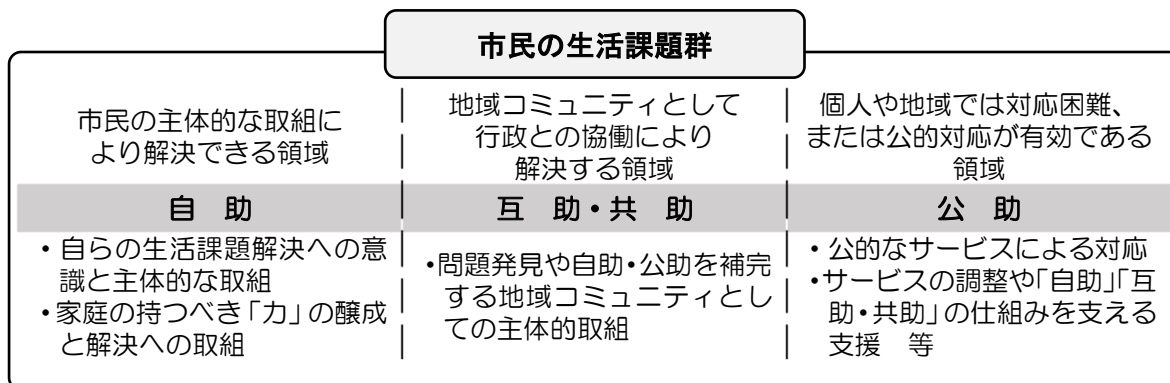
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 総合計画及び各個別計画との関係

第4次長門市地域福祉計画は、第2次長門市総合計画を上位計画としています。また、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画との整合性と連携を取りながら策定します。

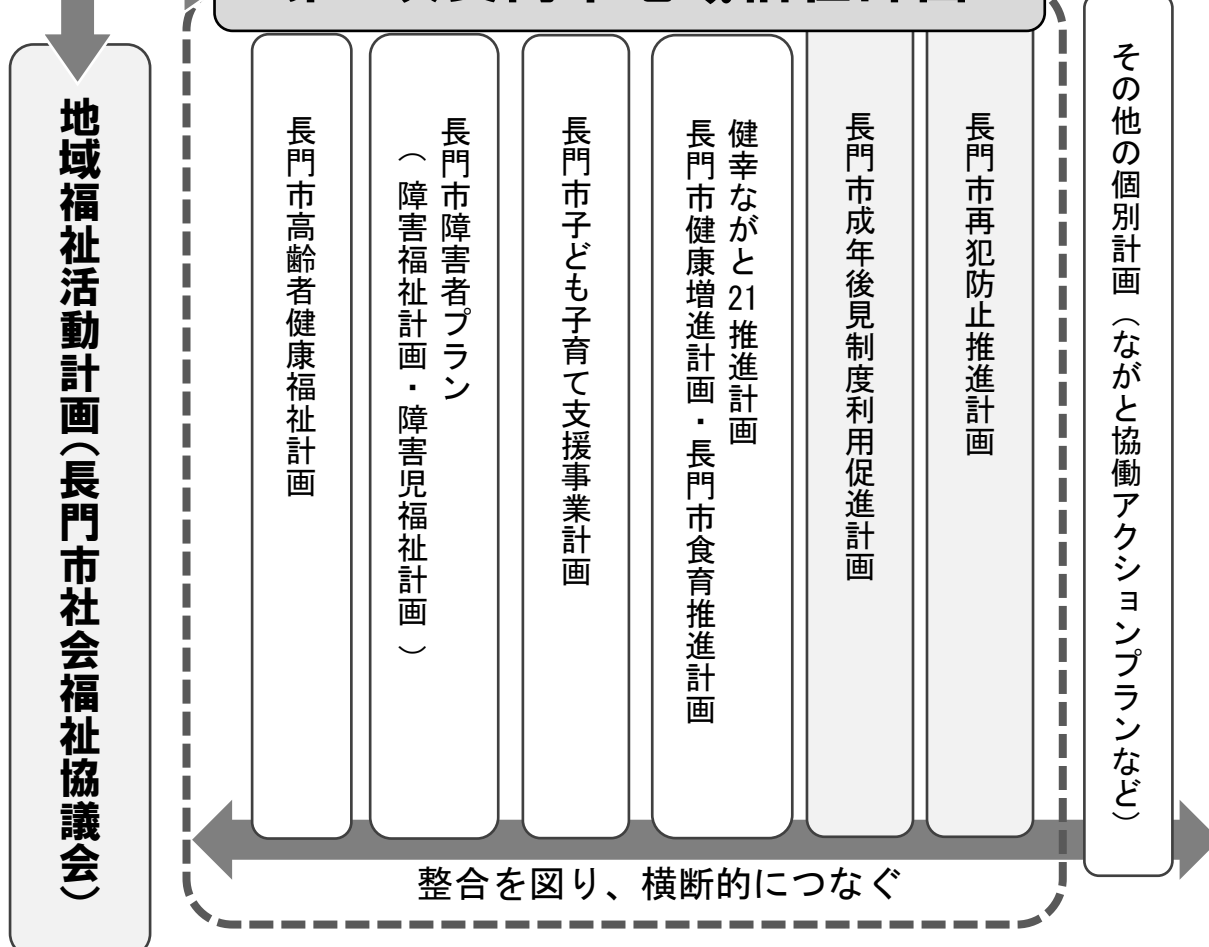
#### ■地域福祉計画の位置づけ



## 第2次長門市総合計画

連携・整合

### 第4次長門市地域福祉計画



#### (4) 計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

#### (5) 計画の策定方法

##### ①長門市地域福祉計画策定協議会

長門市地域福祉計画策定協議会は、第3次地域福祉計画の評価と計画進行を検証している「長門市地域福祉計画進行管理委員会」の委員で構成し、計画全般にわたり意見等をいただきながら、計画を策定しました。

##### ②市民アンケート

地域福祉に対する市民の意識や地域での様々な活動状況の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケートを実施しました。

##### ■市民アンケート実施結果

調査対象者	令和3年1月1日現在、長門市に住んでいる18歳以上の方
対象者数	3,000人（無作為抽出）
調査期間	令和3年1月21日～令和3年2月5日
調査方法	郵送による配布回収
回収数（回収率）	1,439件（48.0%）

##### ③地区福祉懇談会

地域の福祉課題を把握し地域における解決策を模索することを目的として地区社協協力のもと、自治会長や民生委員の方などに出席いただいた地区福祉懇談会を市内9カ所で開催しました。

##### ■地区福祉懇談会の開催状況

通地区	参加者24人	令和3年7月29日（木）
仙崎地区	参加者14人	令和3年7月9日（金）
東深川地区	参加者9人	令和3年7月15日（木）
西深川地区	参加者12人	令和3年7月16日（金）
向陽・大畑地区	参加者11人	令和3年7月28日（水）
俵山地区	参加者13人	令和3年7月7日（水）
三隅地区	参加者16人	令和3年7月8日（木）
日置地区	参加者12人	令和3年7月21日（水）
油谷地区	参加者21人	令和3年7月8日（木）

#### ④団体ヒアリング

地域福祉に関する課題を詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施し活動の状況や意見を収集しました。

##### ■団体ヒアリング実施結果

調査対象者	市の関係団体、NPO、ボランティア団体等
対象数（回答数）	19 団体（18 団体）
調査期間	令和3年6月8日～6月23日
調査方法	郵送による配布回収

#### ⑤パブリックコメント

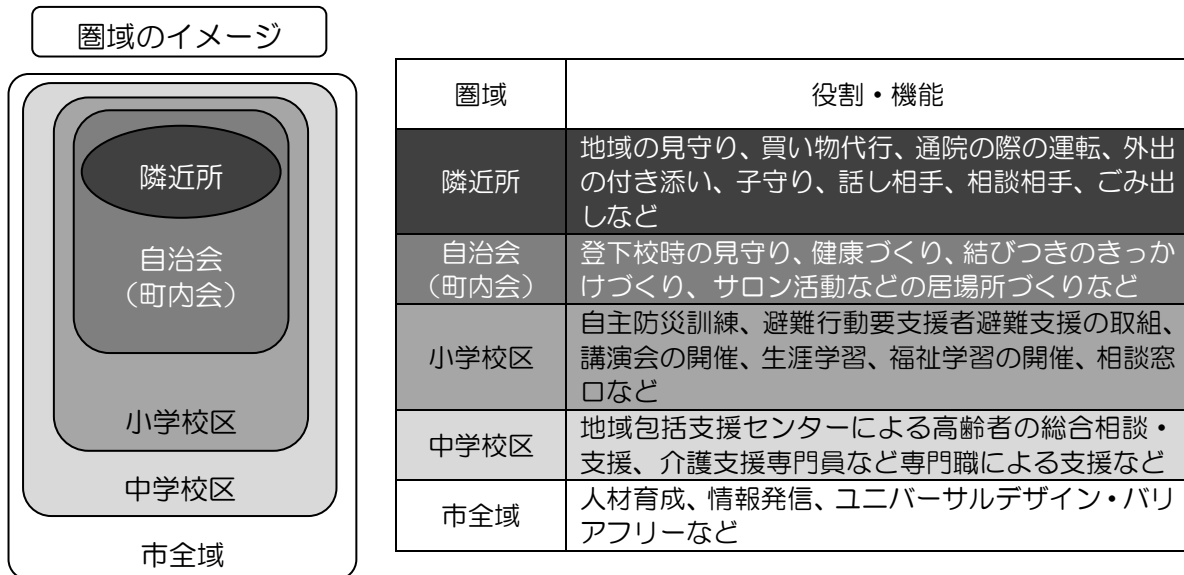
令和4年1月11日から2月1日までの間、市役所情報公開コーナー・地域福祉課・各支所・各出張所・市ホームページで計画（案）を公開し、広く市民の皆様の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

#### （6）地域を構成する圏域の考え方

地域福祉の推進に当たっては、様々な地域を構成する圏域に応じた役割・機能があります。

実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次の図のように整理することができます。住民一人ひとりのレベルから、隣近所や自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

##### ■圏域と役割



※この図は、必ずしも限定的なものではなく、様々に入り混じっていることもあり、主なイメージです。